

新型コロナウイルスワクチン接種後の情報提供とフォロー体制を求める意見書

新型コロナウイルス自体は、変異を繰り返して重症化に至る恐れが低下したことで、検査陽性者等への自宅待機や入院勧告といった、新型コロナウイルス感染症に対する特例措置を継続してまで国民の生命や健康への深刻な影響を防止する必要性がなくなったとして、令和5年5月8日に新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症へと、その位置づけが変更となりました。

厚生労働省は、新型コロナウイルスワクチンの接種を行うことで、高齢者や基礎疾患のある人の死亡や重症化のリスクを抑えることに有効であったとしています。しかし、一方では新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の疑いに関する報告や予防接種健康被害救済制度の認定数が増加しており、その因果関係の多くが不明とされる中、新型コロナウイルスワクチン接種後に苦しんでいる国民がいるという事例も報告されています。

新型コロナウイルスワクチンに関しては、中長期的な副反応の確認がされておらず、令和5年秋開始接種のワクチンに至っては十分な臨床試験も行われていない段階で、重症化リスクが低いとされる国民をも対象にしていることから、今後のワクチン接種にあたっては、本人または、その保護者が適切に判断を行うためにも十分な情報提供が必要です。

よって、国におかれましては、国民の生命および健康を守るために、新型コロナウイルスワクチン接種に関して、下記の対策を講じられるよう要望します。

記

- 1 感染症法上の位置づけの変更に合わせて、本人または保護者が、常に、新型コロナウイルスワクチン接種に関する最新情報の取得ができ、各々が判断できるための十分な情報の提供をすること。
- 2 厚生労働省から公表されている副反応疑い報告、健康被害救済制度について、広報などを用いて、各々が十分に理解できるよう情報提供を行うと共に、予防接種健康被害救済制度への申請者や、ワクチン接種後の副反応の疑いのある者を含め万全のフォロー体制を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年11月10日